

## アフターケアの目的及び各対象傷病の趣旨

アフターケア	業務災害又は通勤災害によりせき髄損傷、頭頸部外傷症候群、慢性肝炎、振動障害等の傷病にり患した者で、その症状が固定したものにあっては、症状固定後においても後遺症状に動揺をきたす場合が見られること、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあることにかんがみ、アフターケアとして必要に応じ、予防その他の保健上の措置を講じ、当該労働者の労働能力を維持回復せしめ円滑な社会生活を営ませるものとする。
--------	---

	対象傷病	趣 旨
1	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかった者にあつては、その症状が 平衡状態に達してなおった後においても、なお、季節、天候、社会環境等の変化に伴って精神又は身体の後遺症に動揺をおこすことがあるので、必要に応じアフターケアを行う。
2	せき髄損傷	せき髄損傷者で、その症状が固定したものにあっては、症状固定後においても尿路障害、褥瘡等の予防その他の医学的措置等を必要とすることがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。
3	頭頸部外傷症候群等	頭頸部外傷症候群等の傷病者で、その症状が固定した後において精神又は神経に障害を残すものについては、季節、天候、社会環境等の変化に伴って症状に動揺をおこすことがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。
4	尿路系障害	尿道断裂や骨盤骨折等により、尿道狭さくの障害を残す者及び尿路変向術を受けた者にあつては、症状固定後においても、尿流が妨げられることにより腎機能障害や尿路感染症を発症するおそれがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。
5	慢性肝炎	慢性肝炎にり患した者で、症状固定後においても、ウイルスの持続感染が認められる者は、肝炎の再燃又は肝病変の進行をきたすおそれがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。
6	白内障等の眼疾患	白内障等の眼疾患にり患した者で、その症状が固定したものにあっては、症状固定後においても視機能に動揺をきたすおそれがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。
7	振動障害	振動障害にり患した者で、その症状が固定したものにあっては、症状固定後においても季節の変化等に伴い、後遺症状に動揺をきたす場合が見られることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。

	対象傷病	趣 旨
8	大腿骨頸部骨折 及び股関節脱臼 ・脱臼骨折	大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折の傷病者にあつては、症状が固定した後においても大腿骨骨頭壊死の発症をきたすおそれがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。
9	人工関節・人工 骨頭置換	人工関節及び人工骨頭を置換した者で、症状固定した者の中には、その後における使用に伴い、挿入人工関節及び人工骨頭の耐久性やルースニング（機械的又は感染）により症状発現するおそれがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。
10	慢性化膿性骨髄 炎	骨折等により化膿性骨髄炎を併発し、引き続き慢性化膿性骨髄炎に移行した者に対して、その症状が固定した後も骨髄炎再燃のおそれがあることにかんがみ、予防その他の医学的措置を行うものとする。
11	虚血性心疾患等	虚血性心疾患に罹患した者及びペースメーカー又は除細動器（以下「ペースメーカー等」という。）を植え込んだ者にあつては、症状固定後においても、狭心症、不整脈あるいは心機能障害が残存することが多く、また、植え込んだペースメーカー等については、身体条件の変化や機器の不具合等により不適正な機器の作動が生じるおそれがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。
12	尿路系腫瘍	尿路系腫瘍は、その症状が固定した後も再発の可能性が非常に高い疾病であるので、定期的な検査が必要となることから、アフターケアを行うものとする。
13	脳血管疾患	脳血管疾患は脳動脈硬化症、高血圧症等を基礎疾患として発病し、脳の血管性病変に由来する器質的損傷が出現した場合には症状固定後もこの器質的損傷による後遺症状が残存するため、アフターケアを行うものとする。
14	有機溶剤中毒等	有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒症（炭鉱災害によるものを含む。）を除く。）により脳に障害を起こし、脳に器質的損傷が出現した場合には症状固定後も後遺症状が残存するため、アフターケアを行うものとする。
15	外傷による末梢 神経損傷	外傷により末梢神経を損傷した者でその症状が固定した後も、末梢神経の損傷に起因するRSD（カウザルギーを含む。）を生ずる場合があり、この痛み等を緩和する必要があることからアフターケアを行うものとする。

	対象傷病	趣 旨
16	熱傷	熱傷の傷病者に対して、その症状が固定した後も、傷痕による皮膚のそう痒等の後遺症を残すことがあるのでアフターケアを行うものとする。
17	サリン中毒	特に異常な状況下において、強力な殺傷作用を有するサリンに中毒した者においては、その症状が固定した後においても、縮瞳、視覚障害、末梢神経障害、筋障害、中枢神経障害、心的外傷後ストレス障害等の後遺症状について、増悪の予防その他の医学的措置を必要とするので、アフターケアを行うものとする。
18	精神障害	業務による心理的負荷を原因として精神障害を発病した者について、その症状が固定した後においても、その後遺症状について、増悪の予防その他の医学的措置を必要とするので、アフターケアを行うものとする。
19	循環器障害	心臓弁を損傷した者、心膜の病変を残す者及び人工弁又は人工血管に置換した者にあつては、症状固定後においても、心機能の低下を残したり、血栓の形成により循環不全や脳梗塞等をきたすおそれがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。
20	呼吸機能障害	呼吸機能障害を残す者にあつては、症状固定後においても、咳や痰等の後遺症状を残すため、その症状の軽減及び悪化の防止を図る必要があることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。
21	消化器障害	消化器を損傷した者で、症状固定後においても、消化吸収障害、逆流性食道炎、ダンピング症候群、腸管癒着、排便機能障害又は膀胱機能障害（以下「消化吸収障害等」という。）の障害を残す者にあつては、腹痛や排便機能障害等を発症するおそれがあること、また、消化器ストマ（大腸皮膚瘻、小腸皮膚瘻及び人工肛門）を造設するに至った者にあつては、反応性びらん等を発症するおそれがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。